

# 産業廃棄物規制に法的ズームイン

## 「第4回 司法試験に出題された廃棄物処理法」

**北村 喜宣** 上智大学大学院法学研究科長  
KITAMURA YOSHINOBU



1960年京都市生まれ。専攻は、環境法学、行政法学、政策法務論。廃棄物処理法に関する著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『揺れ動く産業廃棄物法制』（第一法規出版、2003年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ピレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）。最近は、絶対的資源制約時代において、持続可能な社会を支える循環法制度のあり方に強い関心を寄せている。法科大学院の定番環境法テキストである『環境法（第5版）』（弘文堂）を、2020年9月に刊行した。

### 1. 廃棄物処理法は誰のもの？

#### (1) 廃棄物処理法をめぐる多くの「関係者」

たしかに、廃棄物処理法が「誰のもの」と言われれば、困ってしまう。排出事業者にとっては「わがごと」であるし、処理業者にしたらってそうであろう。このため、情報収集や情報発信は活発にされている<sup>\*1</sup>。

しかし、考えてみれば、廃棄物処理法に関係する人々は、実に多く存在する。廃棄物処理法の規制対象となっている排出事業者や処理業者に対して法的サポートをする弁護士や行政書士などは、まさに「関係者」であり、それぞれの専門的観点を踏まえた書物は多い<sup>\*2</sup>。コンサルタントの執筆による書物もある<sup>\*3</sup>。

一方、履行確保の重要な任務を追っている環境省・都道府県・政令市はもちろんのこと<sup>\*4</sup>、違反があった場合に捜査をする警察・検察も、廃棄物処理法の実施にあたって、欠かせないプレイヤーである<sup>\*5</sup>。これらはまさに、ステークホルダーであり、日常的業務として同法に関わっている。

#### (2) 関係者としての司法試験受験生

それ以外にも、廃棄物処理法に強い関心を寄せる人たちはいる。そのひとつが、司法試験受験生である。司法試験は、裁判官、検察官、弁護士になれる資格を取得するための試験である。直近の2021年度試験においては、実受験者3,424名のところ、合格者1,421名（合格率41.5%）であった。

4日間にわたって実施される司法試験には、短答と論文の両方式がある。短答式科目は、憲法、民法、刑法である。論文式科目は、この3つに加えて、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、そして、選択科目である。選択科目には、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）、そして、環境法がある<sup>\*6</sup>。

#### (3) 環境法のなかの廃棄物処理法

司法試験会場で受験生に渡される『司法試験用論文』に登載される環境法としては、環境基本法、循環基本法、環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、自然公園法、地球温

\*1 龍野浩一『これは廃棄物？ だれが事業者？ お答えします！ 廃棄物処理 [改訂第3版]』（第一法規、2021年）。

\*2 佐藤泉『廃棄物処理法重点整理：弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者』（TAC出版、2012年）、佐藤泉（監）＋日経エコロジー（編）『排出事業者のための廃棄物処理法完全ガイド2007年版』（日経BP社、2006年）、芝田麻里（監修）＋産業廃棄物処理業経営OB会（編）『事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術』（第一法規、2020年）、猿倉健司『不動産取引・M&Aをめぐる環境汚染・廃棄物リスクと法務』（清文社、2021年）、ユニバース『トラブルを防ぐ産廃処理担当者の実務』（日本実業出版、2013年）、高橋利行＋石下貴大『図解明快 廃棄物処理の正しいルールと実務がわかる本：排出事業者責任に問われないためのリスクマネジメント』（翔泳社、2016年）参照。

\*3 安達宏之『通知で納得！ 条文解説廃棄物処理法』（第一法規、加除式）、堀口昌澄『かゆいところに手が届く 廃棄物処理法 虎の巻 改訂版』（日経BP社、2011年）。

\*4 廃棄物処理法編集委員会（編著）『廃棄物処理法の解説 [令和2年版]』（日本環境衛生センター、2020年）参照。国の行政担当者の手による最初の書物は、瀬田公和＋江利川毅『逐条解説廃棄物処理法』（帝国地方行政学会、1972年）である。

\*5 緒方由紀子（編著）『廃棄物・リサイクルその他環境事犯捜査実務ハンドブック』（立花書房、2018年）、多谷千香子『循環型社会、医・業事犯をめぐる101問』（立花書房、1996年）、平野龍一（編集代表）『注解特別刑法第3巻 公害編 II 廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（青林書院、1985年）[土本武司]、伊藤榮樹＋小野慶二＋莊司邦雄（編）『注釈特別刑法第7巻 公害法・危険物法編』（立花書房、1987年）225頁以下 [古田佑紀] 参照。

\*6 選択科目8科目中の環境法の「人気度」であるが、2006年の第1回試験以降、「第7位」が継続している。2021年度試験においては、1,421人の合格者全体の44人（3.10%）が、環境法選択であった。なお、第1位は、労働法で、455人（32.02%）となっている。

表1 司法試験における廃棄物処理法の出題実績

2006年度	1 (1) (2)	2014年度	
2007年度		2015年度	1 (1) (2)
2008年度	1	2016年度	
2009年度		2017年度	2 (2)
2010年度		2018年度	2 (4)
2011年度	1 (1) (2)	2019年度	2 (1) (2) 〈1〉 〈2〉
2012年度		2020年度	
2013年度	1 (2) 〈1〉 〈2〉	2021年度	2 (1) 〈1〉 〈2〉 (2)

(例) 1：問題番号、(1)：設問番号、〈1〉：小問番号

暖化対策法、容器包装リサイクル法、そして、廃棄物処理法がある。廃棄物処理法は、この10法のうちのひとつにすぎない。ところが、その「存在感」たるや、相当のものがある。廃棄物処理法は環境法の「スター」であって、きわめて重要な個別法となっている<sup>\*7</sup>。

環境法の試験問題には、第1問と第2問がある。配点は、各50点である。【表1】は、2006年～2021年において、「廃棄物処理法が少しでも出題に関係した問題と出題内容」をまとめたものである。問題番号、設問番号、小問番号の順に示そう。きわめてアバウトに言えば、「2年に1回は廃棄物処理法が出題されている」のである。

## 2. 出題者にとっての廃棄物処理法

### (1) 論点満載！

なぜ廃棄物処理法は、出題者にとって「魅力的」なのだろうか。私自身、法科大学院において、「廃棄物・リサイクル法」という科目を講じているが、一言でいえば、「論点がたくさんあって問題が作りやすい」からである。

この「論点」には、水平的拡がりと垂直的拡がりがある。すなわち、論点の「個数」が多いのに加えて、それぞれの論点が「深掘り」できるのである。まさに「縦横無尽」であり、こうした状況は、ほかの9法にはない。

### (2) 出題方針

司法試験環境法の出題者は、大きく2つの出題方針を基本としているようにみえる。

第1は、廃棄物処理法の仕組みの説明である。目の前に条文を示されてそれを説明するだけであれば簡単であるが、現行廃棄物処理法の条文数は160か条ある。ある場面が問題文に示され、それに適用すべき条文をまず探さなければならない。条文それ自体は、貸与される『司法試験用法文』に収録されている。しかし、お目当ての条文がどこにあるのかを探るのが一苦勞である。廃棄物処理法の全体構造の理解度が試される。その仕組みが環境法の基本的考え方である汚染者支払原則・原因者負担原則との関係でどのように説明されるかも問われることがある。

これまでの司法試験において、廃棄物処理法二本柱のひとつである一般廃棄物規制が正面から出題された例はない。同法に関しては、ほぼすべてが産業廃棄物に関するものである。

廃棄物処理法の章立ては、第1章総則、第2章一般廃棄物、第3章産業廃棄物、第4章雑則、第5章罰則というように、いたって単純である。このため、第3章においては、第2章の条文が準用ないし準用的に引用される規定がきわめて多く、複数の条文を経由してはじめて適用される条文にたどり着く。いわゆる「条文操作」を強いられる点で、他の個別環境法とは異なっている。これは受験生泣かせである

\*7 もちろん、環境法研究者もステークホルダーであろう。筆者自身の著作として、北村喜宣『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、同『揺れ動く産業廃棄物法制』（第一法規出版、2003年）、同『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ、2007年）、同『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）。そのほか、阿部泰隆『廃棄物法制の研究（環境法研究Ⅲ）』（信山社、2017年）がある。

が、それゆえに出題者の狙い目なのである。

第2は、廃棄物処理法の適用または産業廃棄物処理に起因する生活環境支障状態を踏まえた訴訟上の対応である。産業廃棄物処理法の実務において、訴訟を提起したりされたりすることは、きわめて稀である。しかし、司法試験は法曹資格を与えるためのものであるから、この出題は外せない。

訴訟の中心は、私人間の民事訴訟（差止訴訟、損害賠償訴訟）、行政に対する行政訴訟（取消訴訟、差止訴訟、義務付け訴訟等）である。刑事訴訟における構成要件充足性との関係で、廃棄物処理法の解釈が出題される場合もある。紛争処理という観点からは、公害紛争処理法にもとづく調停も重要である。

いずれにおいても、受験生に求められるのは、的確な条文を選択して事案に正確に適用する能力である。問題文に記される事実を廃棄物処理法のどこでどのように受け止めるべきかの理解が問われている。

### 3. 出題の具体例をみる

#### (1) 意外に簡単な司法試験

「司法試験」と聞くと、「難しそう」と腰が引けてしまうかもしれない。合格率はそれなりに高いといっても、相当に勉強を重ねた人たちが前提にした数字である。

しかし、実際に出題されている問題をみると、少なくとも廃棄物処理法実務に携わっている人にとっては、それほど難しくないのでなかろうか。具体例として、2021年の第2問を解説しよう<sup>\*8</sup>。これが司法試験問題である。

建設業を営み、P県知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づく産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受けているA社は、総合建設業を営むB社から、B社が元請業者（同法第21条の3第1項にいう「元請業者」である。）となる甲病院新築工事のうち、下請負人として、基礎工事の施工を受注した。A社は、同工事において地下を掘削したところ、予定地に従前建っていた建物の地中梁が残っていることを発見した。A社は、B社との間で、別途、

地中梁を破砕して解体する処理について、書面による委託契約を締結し、その際、B社は、この処理によって発生するコンクリート破片の標準的な処理費用の3分の1を負担することとされた。

A社は、上記により発生したコンクリート破片の処理を、P県知事から、廃掃法に基づく産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受けているC社に対し、書面により再委託し、その費用を支払った（この再委託は、同法第14条第16項ただし書の適用により、同項本文が規定する再委託の禁止に抵触しないものとする。）。C社は、上記コンクリート破片を、甲病院新築工事現場から搬出し、乙地区の住宅地に接するC社所有の山林に運搬して、何らの囲いをせず、産業廃棄物処理基準に違反する状態で野積みした。その結果、野積みされた上記コンクリート破片が乙地区の住宅地へ崩れる危険が発生した。その後、C社の経営状況は悪化した。

なお、上記の経緯において、産業廃棄物管理票は、適法に作成・交付されていたこととする。

本件設例に表れた事実関係及び【資料】に基づき、以下の設問に答えなさい。なお、設問はいずれも独立したものである。

#### 〔設問1〕

(1)本件設例において、P県知事は、C社に対する産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取消しをしない場合、廃掃法上、①B社及びC社に対し、どのような理由で、どのような措置を講ずることができるか、②上記①の措置を講ずる前に、乙地区の住宅地へ前記コンクリート破片の小規模な崩落が生じ始め、その拡大の兆候が現れていた場合に、どのような措置が考えられるか、それぞれ説明しなさい。

なお、上記①及び②の検討に当たっては、廃掃法第21条の3第1項によりB社のみを「事業者」とすればよく、同条第2項ないし第4項の適用については、検討を要しない。

(2)本件設例において、P県知事は、C社に対する産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取消しをした場合、その後、廃掃法上、C社に対し、どのような理由で、どのような措置を講ずることができるか、説明しなさい。

〔設問2〕乙地区に土地建物を所有し、そこに以前から居住するDは、C社及びP県に対して、どのような法的請求が可能か、論じなさい。

\*8 2021年度試験環境法の模範解答や解説は、法学セミナー編集部（編）『司法試験の問題と解説2021』（日本評論社、2021年）247頁以下（洞澤秀雄）に掲載されている。

## (2) 気を遣う出題者

いかがだろうか。「意外と簡単だな」と感じた読者もおいでだろう。

出題者は、出題した問題が批判されることを恐れる。このため、結構気を遣っている。受験生が迷うことのないように、事例文や設問文において、ヒントを出したり誘導をしたりするのである。論点を限定するために、換言すれば、受験生があれもこれも書かないで済むように、「それは考えなくてもよい」という注意書きもする。また、実務ではありうる条文適用についても、きわめて難解になれば「受験生離れ」を引き起こすため、そうはならないような事例にする場合もある。

上記事例には、2カ所のカッコ書きがある。建設工事において、いわゆるゼネコンが元請業者になるというのは、実務では当然である。しかし、受験生は必ずしもそうした事情を知っているわけではない。そこで、1番目のカッコ書きで21条の3第1項を明記して、その条文に注目するように誘導している。2番目のカッコ書きは、再委託に関するものである。再委託に関する14条16項違反を理由とする事業停止命令を考えなくてもよいというわけである。再委託に関しては、施行令6条の12（委託基準）や施行規則10条の7（記載事項）が問題になるが、その内容を資料添付するのは面倒なので、「禁止に抵触しない」（＝適法な再委託）としている。「産業廃棄物管理票は、適法に作成・交付されていた」とするのと同様である（このような事例なのに、相当にリアリティに欠ける点が、ちょっと気になる）。

細かい話であるが、登場者について、行政については「P県知事」、場所については「公病院」「乙地区」としている。その他の民間関係者については、「A社」「B社」「C社」「住民D」である。アルファベット順に「A県知事」「B社」「C病院」「D社」「E社」「F地区」「住民G」としてもよさそうであるが、受験生の混乱を回避するための配慮であろう。環境法の出題者は、環境にやさしいだけでなく、受

験生にもやさしいのである。

## (3) 事例文

当然のことながら、出題者は、論点を念頭におきながら事例文を作成する。漫然と事実を書き連ねるのではない。事例文に書かれている内容には、すべて何らかの意味があるといってもよい。別の角度からいえば、出題者は、受験生に「気がついてほしいポイント」を埋め込んでいるのである。それに「ピン」とくるかどうか、答案の出来を分ける。

「ピン」とくるかどうかは、どれくらい周到に勉強をしているかで決まる。廃棄物処理法上の論点をきちんと整理している受験生にとっては、事例文を読み進めるにつれ、論点が浮き出てくるようにみえるだろう。

たとえば、「標準的な処理費用の3分の1を負担」である。この部分については、19条の6第1項2号の「適正な対価を負担していない」という部分との関係に「ピン」とこなければならぬ。この点に関しては、基本的には、「半値程度又はそれを下回るような料金」がこれに該当するというのが、環境省の解釈である<sup>\*9</sup>。実は、この論点は、2015年度試験においても出題された（「以前の料金の40%の価格」）。その際には、「資料」として、環境省の解釈が添付されていた。それにならえば、今回においても添付すべきかもしれないが、一度出題しているので受験生は当然に知っていなければならないと考えられたのであろう。

「コンクリート片が乙地区の住宅地へ崩れる危険が発生」はどうだろうか。これについては、原状回復命令の発出要件である「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」を意味していると「ピン」ときてほしい。生活環境上の支障であって保安上の危険と規定されていないのであるが、後者の方がより重要な保護法益であるから、当然にそれは包含されると整理すべきなのである。このあたりは、法的センスが試されてい

<sup>\*9</sup> 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「行政処分の指針について（通知）」（環循規発第2104141号令和3年4月14日）の別添「行政処分の指針」第102（3）①参照。

るといってよい。

さらに、この事例文は、記載があるように、21条の3の条文を踏まえて書かれている。この条文にはいろいろな概念が出てきてややこしいが、粘り強く読んで、キレずに登場人物にあてはめていけるかどうかの忍耐力も試されているといえるだろう。

#### (4) 設問 1

さて、設問である。小問が2つある。いずれもP県知事の権限行使に関する問題である。小問(1)はさらに、①と②の2つに分かれる。合計4つの問題があって「多いな」と感じるかもしれないが、いずれも「説明しなさい」とされている。こういう場合は、条文を指摘しつつ、事案にあてはめればよい。それだけに、廃棄物処理法の仕組みの理解が決定的に重要となる。

小問(1)では、「C社に対する産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取消しをしない場合」とされている。許可取消しは考えなくてよいといっているのである。さらに、21条の3第2項と4項については「検討を要しない」といっている。1項と3項だけを見よという。

講ずべき措置を検討するにあたっては、どのような事実があり、それがどの条文の要件に該当するのかを整理すればよい。C社は、産業廃棄物であるコンクリート破片を産業廃棄物処理基準違反で野積みしており危険発生というのであるから、19条の5第1項柱書の要件を充たしている。事業者となるB社は、適正価格での受託をしていない。

①をみておこう。冒頭に、「C社に対する産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の取消しをしない場合」とある。この趣旨は、C社は産業廃棄物処理基準の遵守義務を負っているということである。C社所有山林への搬入が止まっているかどうかは定かではない。ただ、こうした行為をしているのであるから、事業を継続させるわけにはいかない。14条の3第1号にもとづく事業全部停止命令を説明する。また、支障発生であるから、C社に関して、19条の5の適用を説明すればよい。

一方、B社に関しては、19条の6の適用となる。

「C社の経営状況は悪化」という事実は、同条1項1号に該当するといいたいのであろう。

②はどうだろうか。崩落が始まっているというのである。これは、緊急対応が必要であるという趣旨であろう。不利益処分をしている暇がないのであるから、19条の8第1項4号の「緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合」に該当すると説明する。これは、P県知事が実施する特別緊急代執行である。

小問(2)の冒頭には、「C社に対する産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の取り消しをした場合」とある。取消しがされれば処理業者ではなくなるから、産業廃棄物処理基準の適用対象ではなくなってしまう。そうすると産業廃棄物処理基準違反が観念できないため、19条の5の要件が充たせない。

これが問題になったのが、前号で紹介したCoCo壺番屋事件(あるいはダイコー事件)であった。そこで、2019年改正によって新設された19条の10第2項の適用に「ピン」とくるべきなのだろう。これはちょっと難しい。同項を踏まえて19条の5の適用を説明することになる。なお、環境法試験においては、前年度に改正された法律の内容は出題されないが、2年前の改正であれば出題される。このため、廃棄物処理法にかぎらず、環境法受験生は、10法に関する2年前の法改正は要注意なのである。

#### (5) 設問 2

設問2は、訴訟の問題である。C社は民間事業者であるから民事訴訟、P県は行政主体であるから行政訴訟について論じることになる。なお、「説明しなさい」と「論じなさい」とでは、後者がより踏み込んだ議論を求めているというメッセージを発している。なお、「法的請求」というのは、おそらく訴訟である。紛争処理としては、公害紛争処理法にもとづく調停もあるが、ここでは想定されていないだろう。

住民Dについては、ちょっと情報が不足している。乙地区に居住というのであるが、不法投棄が「乙地区の住宅地に接するC社所有の山林」でなされ、「コンクリート破片が乙地区の住宅地に崩れる

危険が発生」しているとしても、Dがその住宅地のどのあたりに居住し、崩落の被害を受ける蓋然性がどの程度あるのかわからなければ解答しようがない面がある。こういう場面は、司法試験問題においては少なからずある。実務的には大きな意味がある論点であるが、とくにそこについて情報提供されていないのは、「気にしないでよい」という意味と受け止めればよい。

C社は不法投棄をした原因者であり投棄地の所有者である。被害は発生していないがその蓋然性が高いと考えられる。上述の通り、どのような被害が発生するのかよくわからないが、生命（人格権）または財産（財産権）の侵害としておけばよいだろう。

C社に対しては、それらの権利をもとにして、撤去なり擁壁の設置なりをして崩落防止の措置を講ずる差止訴訟、さらに、仮処分申立てをすることになる。P県に対しては、廃棄物処理法上の知事の権限行使を求める非申請型義務付け訴訟および仮の義務付けの申立てであろう。行使を求める権限は、19条の5にもとづく原状回復命令である。行政訴訟であるから原告適格の有無は心配になるが、出題者はこれを論点にはしない方針のようである。請求認容

要件である「重大な損害」についても、想像力を働かせてそれなりの因果関係を書いておけばよい。

#### 4. そのほかの過去問

産業廃棄物処理法実務の観点からは、司法試験問題はいささか事案を単純化しすぎであり、リアリティに欠けると映るかもしれない。しかし、受験生の能力を確実にチェックするには、法科大学院で教授される廃棄物処理法の論点を盛り込んだものにする必要がある。このため、実務家が事例文をみたときに違和感を抱くのは避けがたい。司法試験は、法科大学院の授業の状況を踏まえて出題されるのがルールとなっているため<sup>※10</sup>、実務で必要とされる知識量との差はどうしても発生してしまう。

2021年度を含め、2006年以降、司法試験選択科目の環境法の出題として扱われた産業廃棄物関係の問題の趣旨は、【表2】の通りである<sup>※11</sup>。

15回のうち9回。廃棄物処理法の産業廃棄物規制は、まさに司法試験環境法出題の花形といえてよい。この傾向は、これからも変わらないだろう。

環境法教師としては、産業廃棄物規制の適用をめぐる問題事例がもっと発生し、訴訟がもっと多く提起され、司法判断が積み重なれば、教育内容の幅も

表2 選択科目環境法における産業廃棄物関係の出題

出題年度・問題	論点
2006年度第1問	不法投棄に対する原状回復命令の背景となる法政策の変遷（旧19条の4と現19条の6の比較）、排出事業者処理責任に照らしての評価
2008年度第1問	廃棄物の定義（総合判断説のなかの取引価値の有無と逆有償の判定）
2011年度第1問	生活環境影響調査制度と条例、安定型処分場に対する差止訴訟（制度の限界と許可を得ていることの民事法的評価）
2013年度第1問	水質汚濁防止法違反での有罪と産業廃棄物処理施設許可取消しとのリンケージ
2015年度第1問	マニフェスト違反および補助的黙認に起因する不法投棄に対する原状回復責任
2017年度第2問	循環基本法の基本原則に照らした具体的リサイクル方策の評価、廃棄物の定義（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）
2018年度第2問	廃棄物処理法19条の5第1項2号の制度趣旨
2019年度第2問	廃棄物の定義、2017年改正の有害使用済機器規制、処理基準違反・不法投棄への監督処分、民事差止訴訟
2021年度第2問	産業廃棄物のカテゴリー、建設工事における関係者の法律関係、監督処分権限行使、民事差止訴訟

※10 法科大学院における平均的な環境法授業は、15回の授業が2科目程度であろう。そのなかで廃棄物処理法にあてられるのは、4回くらいではないだろうか。教える内容の広さと深さにおいて、絶対的な限界がある。私が所属する上智大学法科大学院は、きわめて手厚い環境法教育をしている点で、例外的である。詳しくは、上智大学法科大学院環境法政策プログラムのウェブサイト（[www.sophialaw/environment](http://www.sophialaw/environment)）を参照。

※11 環境法を含めた司法試験の過去問と出題趣旨・採点実感は、法務省のウェブサイト（[www.moj.go/shikaku\\_saiyo\\_index1.html](http://www.moj.go/shikaku_saiyo_index1.html)）で閲覧可能である。

深みも増すと期待しないではない。司法試験は法科大学院の授業を踏まえて出題されるため、出題内容に頭を痛める出題者にとっても望ましいといえる。しかし、排出事業者や処理業者にとっては「とんでもない」となる。受験生は勉強する内容が少ない方がいいだろうから、やはり「とんでもない」となるだろう。

## 5. ああ、廃棄物処理法

法律の対象者にとっては、安心して遵守できるのが理想である。ところが、廃棄物処理法は、その対極にあるとあってよい。私は、自分のテキストに、「内容と構造の複雑怪奇さにおいて、廃棄物処理法の右に出る環境法はない」と書いた<sup>※12</sup>。おそらくは、関係者に共有されている印象であろう。出題者としては論点満載なのであるが、一步踏み込むと、抜け出ることができないジャングルのようなものである。

ところで、環境省の産業廃棄物課長経験者による座談会が企画されたことがあった。このなかで、いわゆる義務的取消制度のもとでの無限連鎖の遮断措置を講じた2003年改正に寄せて、元課長は、「謝らなくてはいけないのは、廃掃法の改正をしたのはいいのですが、大変読みにくい条文を作ってしまったということがあったと思っています。もともと廃掃法は難しい法律だと言われていましたが、さらに難しくしてしまいました。申し訳ないと思っています。」<sup>※13</sup>、「役人でも読むのに苦勞するような法律に従って仕事をしろというのは、非常に酷なのかと思います。」<sup>※14</sup>と述べた。まさに「懺悔」である。

弁護士、行政書士、環境コンサルタントは、同法を所与とするほかに、また、その複雑怪奇性ゆえに仕事がまわってくるのであるから、不満半分かもしれない。しかし、規制の直接の対象とされる排出事業者や廃棄物処理業者にとっては、事態は深刻である。

法改正は、何らかの問題に対応するためになされ

る。ところがそれが、ただでさえ複雑な条文をさらに複雑にしてしまうのである。

かくして廃棄物処理法は、難解な環境法でありつづける。それゆえに司法試験科目・環境法の主役でありつづけるという、何とも皮肉な存在になっているのである。

### 【追記】

当初は2020年度に4回連載とするだけのはずが、諸事情あって2021年度にも連投した。8回分もおつきあいいただいた読者には、感謝いたしたい。環境法の視点からの話題提供は、これからも続けたいと思う。

※12 北村喜宣『環境法〔第5版〕』（弘文堂、2020年）447頁。

※13 「〔座談会〕産廃行政の歴史に学ぶ会：歴代産廃課長大いに語る」日産振センター情報17巻3号（2017年）4頁以下・9頁〔坂川勉〕。

※14 同上15頁〔木村祐二〕。